

平成30年度から 国民健康保険料（普通徴収）の 仮決定がなくなります

平成30年度から、大阪府下の国民健康保険料が統一されます。

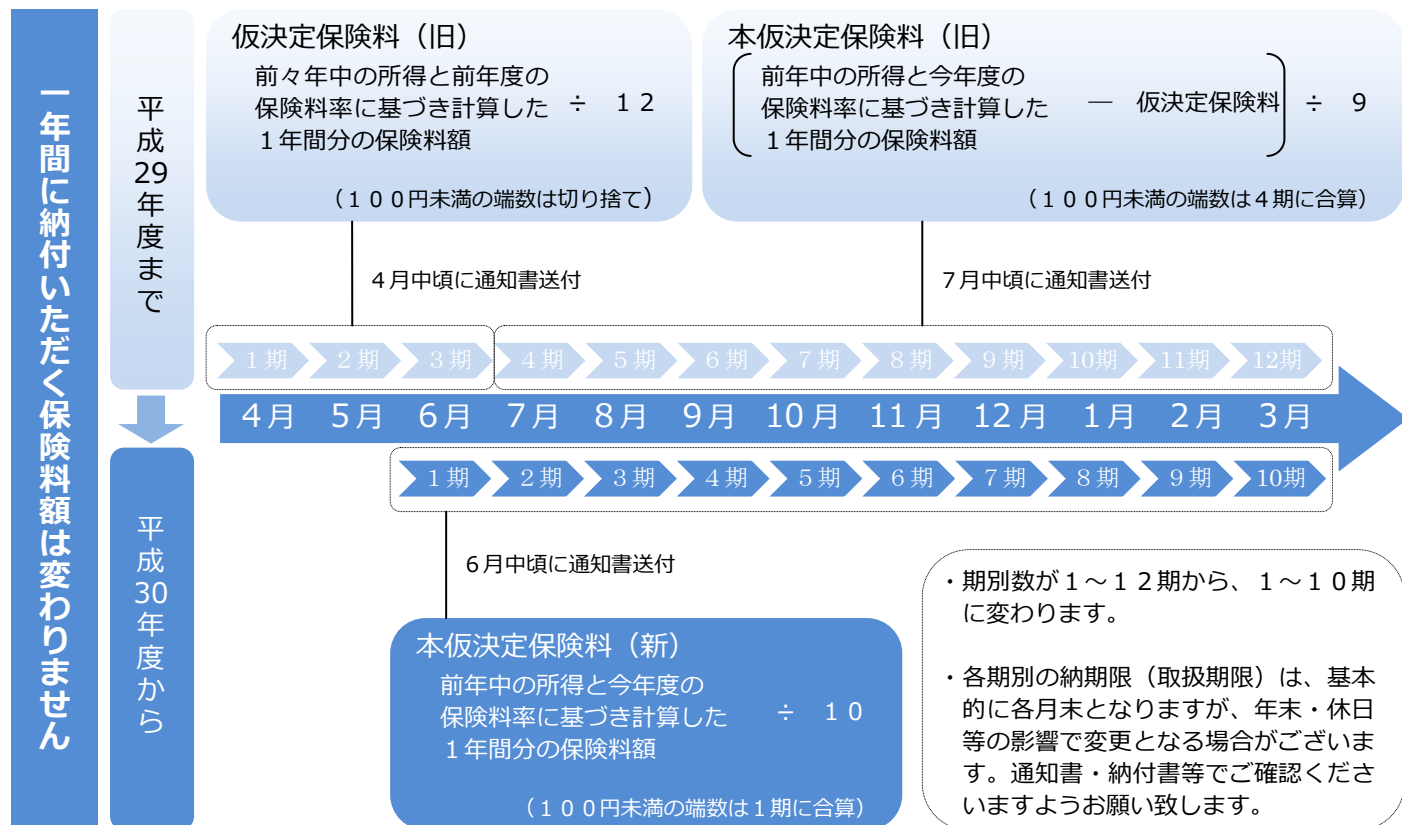
そのため、一部の自治体で行われていた仮決定（仮算定）の制度が廃止され、6月の本決定（本算定）に一本化されることとなりました。

柏原市においても、4月・仮決定（1～3期の期別額を通知）、7月・本決定（年間額の決定及び、4～12期の期別額の通知）と2回にわけて、保険料の通知をお送りしてきましたが、平成30年度より、6月に年間額の決定と期別額の通知を行うこととなりました。

納付回数が12回から10回に変わりますが、1年間で納付いただく合計額は変わりません。

仮決定廃止による影響

- ① 1年間の保険料は変わりません** 納付回数が12回（4月～翌3月）から10回（6月～翌3月）に変わるため、1回あたりの期別額は増えますが、1年間の保険料の合計額には影響ありません。
- ② 通知が年1回になります** 4月（仮決定）と7月（本決定）の年2回お送りしていた通知が、6月の1回のみになります。
- ③ 期別額の算定が
わかりやすくなります** 仮決定保険料は、前々年の所得をもとに計算していたため、前々年と前年とで大きく所得が変わった方は、本決定前後の期別額が大幅に変動し、年度の途中に急に保険料が高くなった等のお問合せをいただくことが多くありました。これからは、年1回の算定となりますので、算定がわかりやすくなります。



年金からの天引き（特別徴収）の方は、これまでと同じく、年6回（4・6・8・10・12・2月）の納付となります。

柏原市 保険年金課
保険料係

TEL: 072-972-1506